

第43号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年2月24日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年八王子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第12条 前条第2項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第12条 前条第2項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第14条 第11条第2項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万4,500円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第14条 第11条第2項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万3,000円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>

第15条 第11条第3項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について1万3,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第17条 第11条第4項に規定する所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第18条 第11条第4項に規定する被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万4,000円とする。

(保険税の減額)

第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法

第15条 第11条第3項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第17条 第11条第4項に規定する所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第18条 第11条第4項に規定する被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,500円とする。

(保険税の減額)

第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2万4,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,100円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,800円

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2万3,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,750円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,450円

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者(以下「特定同一世帯所属者」という。)1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万7,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,000円

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,600円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,800円

附 則

1・2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万6,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,250円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,750円

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,700円

附 則

1・2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定

(次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第30条の規定の適用については、同条中「地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

4～25 (略)

する公的年金等に係る所得(次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第30条の規定の適用については、同条中「第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

4～25 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第30条の改正規定(同条第1号アからウまで、同条第2号アからウまで及び同条第3号アからウまでに係る部分を除く。)及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

